

不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

御注意願います。

御不明な点は、当局職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期間	対象地域名	事務停止の理由
令和8年1月22日から 令和8年2月20日まで	西尾市国森町郷藏南、 西尾市上矢田町水向、 西尾市上矢田町明伝、 西尾市上矢田町庄衛山 西尾市羽塚町宮前 西尾市羽塚町林西 の各一部 (西尾支局管内)	土地区画整理事業